

# 申込みから物件引渡しまでのスケジュール

## 1 物件の確認

- 1.申込み前に必ず現地を確認してください。
- 2.地盤調査、地質調査等を実施していません。(現状での引渡しとなります。)

## 2 電話申込み

URリンケージ 公的不動産販売センター

0120-089-060

営業時間:午前10時~午後5時(土・日・祝定休)

- 1.常時、先着順で受付しているため、ご希望の物件がお申込み済みとなっている場合がありますので、ご了承ください。
- 2.販売センターよりお送りする「普通財産譲渡申請書」に記名捺印の上、必要書類と合わせて、返信用封筒にて返信または市原市役所資産経営部契約検査課までご提出してください。
- 3.電話申込みから10日以内に必要書類を提出してください。  
※10日以内に提出がない場合、売買契約を締結する意思がないものと判断し、お客様の電話によるお申込みがなかったものとして処理させていただきます。

## 3 普通財産譲渡申請書等の提出

### ●必要書類の提出先

市原市役所 資産経営部 契約検査課  
市原市国分寺台中央1丁目1番1  
0436-22-9824  
午前9時~午後5時(土・日・祝定休)

### ●必要書類

- ①普通財産譲渡申請書(記名・捺印済)
- ②法人の場合:法人登記簿(履歴事項全部証明書・写し可)  
個人の場合:住民票(写し可)
- ③印鑑証明書(原本)※全ての書類にこの印鑑をご使用ください。
- ④誓約書
- ⑤納税証明書(国税・写し可)  
法人の場合:法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)  
個人の場合:所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)
- ⑥市原市税の完納証明書(写し可)  
※市原市内に事業所を有する法人又は住所等を有する個人のみ

## 4 買受者の決定

必要書類の確認等を行った上で、買受者の決定をします。

## 5 売買契約書類のお渡し

市の決裁後、売買契約書(未記入)及び契約保証金納付書をお渡しします。

## 6 売買契約書類の提出

於:市原市役所 資産経営部 契約検査課

契約書に署名捺印し、契約保証金を納付のうえ市に提出してください。  
契約保証金は、契約額の100分の10以上を納付。

## 7 売買契約書の締結

市の決裁後、押印した契約書及び、売買代金と契約保証金との差額分の納付通知書をお渡します。  
買受者の決定の日から20日以内に契約締結  
※この期限までに契約を締結されない場合は、申込みは無効となりますので、ご注意ください。

## 8 売買代金の納付

市原市が発行する納入通知書の発行日から30日以内に納付(売買代金と契約保証金との差額納付)  
※契約保証金は、売買代金の支払いが行われなかった場合には市原市に帰属することになりますので、ご注意ください。

## 9 物件の引渡し・物件確認の現地立会

物件は、売買代金の支払をもって現状有姿の引渡しとなります。  
境界確認のため、現地立会を行います。

## 10 所有権移転登記

買受者の登記請求により市原市が行います。

### (ご注意)

※売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。  
※詳細は、市有財産随意売払い(先着順)案内書をご確認ください。